

中国における政府による知的財産に 関する各種優遇・支援制度



北京銀龍知識産権代理有限公司

杜 嘉璐
弁理士
法律部 副部長

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の後押しを受けて設立された代理機構である。筆者の杜副部長は、中国で大学卒業後、2007年来日し、2009年に日本の特許事務所に入社し、日本国内出願、中間処理等の作業を経験した。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社し、現在、特許関連の無効審判および侵害訴訟を担当している。

中国では、各省による専利補助政策が異なる。また、ハイテク企業を対象として、知的財産に関してさまざまな優遇、支援政策が制定されている。

以下、専利費用徴収の軽減政策、各省、直轄市による専利補助政策、およびハイテク企業に対する優遇措置について説明する。

1. 専利費用徴収の軽減政策

専利出願人または専利権者は、出願費、実体審査請求費、年金（専利権付与の当年から起算して10年分）、復審費の軽減を請求できる。

当該請求を行うことができるのは、（1）前年度の月平均収入が3500元（年4.2万元）未満の個人、（2）前年度の企業納税所得額が30万元未満の企業、（3）事業単位、社会団体、非営利性科学研究機構である。

当該条件を満たす場合、単独の出願人、専利権者の場合、上記費用の85%が軽減される。出願人、専利権者が複数である場合、共有者全員が上記条件を満たさなければならず、それを満たした場合、上記費用の70%が軽減される。

参考資料：《専利費用徴収軽減弁法》

《一部の専利費用の徴収の停止と調整に関する公告》

2. 各省、直轄市による専利補助政策

各省、直轄市によるさまざまな専利補助政策が存在しているが、主なものを紹介する。

2.1 北京市の専利補助

国内専利については、出願費用として、発明の授権後に単位出願人（本稿での「単位」は「企業」「組織」の意味である。以下同じ。）に1500元、個人出願人に1000元を補助し、実用新案と意匠の授権後に150元を補助する。北京市の専利代理機構に依頼して手続した発明の代理サービス費用は、授権後に1000元を補助する。

国外専利については、日米欧で発明の授権を得た場合、各国の一件あたりの補助は2万元を超えてはならず、その他の国の場合、それが1万元を超えてはならない。1年度中に得る国外専利に対する補助金は、単位出願人は100万元、個人出願人は10万元を超えてはならない。

参考資料：《北京市専利資金管理弁法》

国際標準または国家標準を形成して突出した役割を果たしている場合、特別賞は毎回1件に対して奨励金100万元、一等賞は毎回5件に対して奨励金20万元/件、二等賞は毎回15件に対して奨励金10万元/件、三等賞は毎回30件に対して奨励金5万元/件。

参考資料：《北京市発明専利奨励弁法実施細則（試行）》

2.2 天津市の専利補助

専利出願補助金の申請期間は、毎月21日～27日（法定休暇日の場合、期限が延長される）で、締切は翌年度の2月末までである。専利出願費および専利代理費の補助標準は、（1）国内発明専利出願に対して補助金2000元/件、（2）国内実用新案専利出願に対して補助金1000元/件、（3）専利法規定を満たし海外発明専利出願をする場合、専利出願費および専利代理費に対して技術補助金20000元/件である。

参考資料：《天津市専利出願補助弁法》

2.3 内モンゴル自治区

自治区科技厅が発明専利出願費用の補助申請を批准した後、単位に対する補助金は振込み方式で支払われ、個人に対する補助金については現金で支払われる。補助

申請の範囲は、発明専利出願費、実体審査費、出願代理費用を含む。補助を申請する単位、個人は、専利出願の段階に応じて対応する補助申請の方法を利用して、一次的な補助を獲得する。

参考資料：《内モンゴル自治区発明専利費用補助暫行弁法》

2.4 遼寧省の専利補助

省レベルの専利金賞および意匠金賞を獲得した単位または個人に対して、一次的に10万元の奨励金を与える。省レベルの専利優秀賞および意匠優秀賞を獲得した単位または個人に対して、一次的に5万元の奨励金を与え、かつ、省レベルの専利賞項目を獲得した発明者または設計者に証書を発行し、専利権者にメダルを与える。

参考資料：《遼寧省専利賞評価弁法》

2.5 山西省の専利補助

専利出願代理費用の補助基準は、発明専利については1200元/件を超えてはならず、実用新案については800元/件を超えてはならず、意匠については500元/件を超えてはならない。当該基準より低い場合、実際に納付された費用に応じて補助する。海外専利を出願する場合、10000元～30000元/件の範囲で補助する。

参考資料：《山西省専利出願補助専用資金管理弁法》

2.6 山東省の専利補助

省人民政府は省レベルの専利賞を獲得した単位および個人に証書および賞金を与える。専利賞を獲得した単位および個人は、70%以上の割合で獲得した賞金を専利発明者または設計者に与えなければならない(発明者または設計者が専利賞を獲得した単位および個人と事前に賞金の分配について契約書で取り決めをしていた場合、当該取り決めに従う)。その他の奨励金は専利関連業務に使用されなければならない。

参考資料：《山東省専利奨励弁法実施細則》

2.7 河南省の専利補助

発明専利出願代理費の補助金額は300元/件であり、その他の費用については実際に発生した費用の50%以上の割合で補助する。

参考資料：《河南省専利出願補助資金管理弁法（試行）》

2.8 江蘇省の専利補助

実施資金項目の補助金額は状況に応じて定められ、原則として20万元以上であり、特に優秀な項目に対しては、補助金額を適宜増加することができる。

参考資料：《江蘇省専利実施計画項目および資金管理暫行弁法》

2.9 安徽省の専利補助

専利創造の補助基準は、登録済みの発明専利は5000元/件、登録済みの海外発明専利は20000元/件（各件の発明専利について、最大2か国を補助する）である。中国専利金賞と優秀賞を獲得した場合、更に大きな奨励金が与えられる。

参考資料：《安徽省専利発展専用資金管理弁法（試行）》

2.10 江西省の専利補助

補助される専利費用の種類および金額は、次のとおりである。（1）中国発明専利を出願した場合、500元/件。（2）中国発明専利権が付与された場合、2500元/件。（3）海外発明専利権が付与された場合、各件一つの国のみで8000元/件。

（4）登録済みの香港、マカオ発明専利の場合、3000元/件。（5）専用費用。専用費用とは、中国実用新案専利権または意匠専利権が付与された場合の専用補助を指す。専用費用の補助額は、中国実用新案専利権が付与された場合、600元/件、中国意匠専利権が付与された場合、300元/件である。専用費用の補助を申請する場合、同一の発明創造に対して、1回のみ申請でき、重複した補助はされない。

参考資料：《江西省専利費補助暫行弁法》

2. 11 湖北省の専利補助

省知識産権局は省財政庁と協働して、登録専利の奨励資金の予算と実際の申請、
評審状況に応じて、各種奨励金の金額を確定する。

参考資料：《湖北省登録専利奨励専用資金管理弁法（試行）》

2. 11 湖南省の専利補助

湖南省専利賞は毎年1回評審され、一等賞～三等賞が設けられている。(1) 一
等賞は8件に対して7万元/件が奨励金として与えられ、そのうち、発明専利は
80%を下回ってはならない。(2) 二等賞は12件に対して3万元/件が奨励金とし
て与えられ、そのうち、発明専利は70%を下回ってはならない。(3) 三等賞は30
件に対して1万元/件が奨励金として与えられ、そのうち、発明専利は50%を下回
ってはならない。本省の国民経済および社会発展に重大な貢献を与えた発明専利に
は特別賞が授与され、毎年1件に対して30万元が奨励金として与えられる。

参考資料：《湖南省専利奨励弁法実施細則》

2. 12 浙江省の専利補助

国家知識産権局から授権された発明専利に対して、3000元/件を一次的に補助
する。(1) 国家専利賞、意匠専利賞に選ばれた場合、金賞であれば、50万元が奨
励金として与えられ、優秀賞であれば10万元が奨励金として与えられる。(2)
省専利賞、意匠専利賞に選ばれた場合、金賞であれば10万元で奨励し、優秀賞で
あれば5万元で奨励する。

参考資料：《浙江省知識産権保護と管理専用資金管理弁法》

2. 13 福建省の専利補助

特等賞は1件に対して30万元が奨励金として与えられる。一等賞は3件以下に
対して10万元/件が奨励金として与えられる。二等賞は10件以下に対して5万
元/件が奨励金として与えられる。三等賞は30件以下に対して3万元/件が奨励金
賭して与えられる。

参考資料：《福建省専利賞評審弁法実施細則（試行）》

2. 14 広東省の専利補助

省人民政府は、広東専利金賞を獲得した単位に対して 10 万元/件を奨励金として与え、広東専利優秀賞を獲得した単位に対して 5 万元/件を奨励金として与え、広東発明者賞を獲得した個人に対して 2 万元/件を奨励金として与える。

参考資料：《広東省専利奨励弁法》

2. 15 広西壮族自治区の専利補助

国内発明専利が登録になった場合、1000 元/件が奨励金として与えられる。海外発明専利が登録になった場合、5000 元/件が奨励金として与えられる。同一の専利項目に対して、1 回のみ奨励金が与えられる。企業単位の発明専利出願件数と三種類の専利出願の総件数が中国全土のランキングにおいて上位 3 位までに入った場合、順位に応じてそれぞれ 6000 元、5000 元、4000 元が奨励金として与えられる。

参考資料：《広西壮族自治区専利出願補助および奨励暫行弁法》

2. 16 海南省の専利補助

費用補助は専利出願から登録までに実際に納付した費用の金額によって確定され、発明は 3000 元/件を超えてはならず、実用新案は 1000 元/件を超えてはならない。

参考資料：《海南省専利出願補助弁法》

2. 17 四川省の専利補助

国内発明の出願費用、実体審査費用および実用新案の出願費用は、実際に発生した金額の 70%を補助する。重点単位に対しては、実際に発生した金額の 85%を補助することができる。同一の者が補助金を申請する場合、累計で 1 年度当たり 1 万元を超えてはならない。同一の単位が補助金を申請する場合、累計で 1 年度当たり 3 万元を超えてはならない。同一の重点単位が補助金を申請する場合、累計で 1 年度当たり 8 万元を超えてはならない。海外へ専利出願をする場合、段階に分けて補助ことができ、国際出願段階と国内移行段階において、それぞれに実際に発生

した費用の70%を補助する。重点単位に対しては、実際に発生した費用の85%を補助することができる。各段階における補助は1万元を超えてはならない。

参考資料：《四川省專利出願補助資金管理弁法》

2. 18 雲南省の專利補助

奨励規定：

- (1) 国内で登録済みの発明に対して、2500元/件を奨励金として与える。
 - (2) 小微企業の初登録の発明に対して、5000元を奨励金として与える。
 - (3) 海外で登録になった発明に対して、1国につき3万元/件を超えてはならず、同一の発明に対して最大3国まで補助する。香港、マカオ、台湾地区で登録になった発明に対しては、5000元/件を超えてはならない。
 - (4) 科学技術型企业に対しては、登録になった專利件数が年間10件以上または登録になった発明が5件以上である場合、1～3万元を補助する。
- (1)、(2)、(4)に対して、重複では補助しない。申請人が一年度に獲得する本条に規定されている專利補助金額は50万元を超えてはならない。

参考資料：《雲南省專利補助弁法（試行）通知》

2. 19 貴州省の專利補助

貴州省優秀專利に対して、3万元/件が奨励金として与えられ、省レベルの財政予算で処理する。

参考資料：《貴州省優秀專利評審弁法》（試行）

2. 20 甘肅省の專利補助

省人民政府は省專利賞を獲得した專利権者に証書および賞金を与える。省專利賞一等賞、二等賞、三等賞の賞金は、それぞれ5万元、3万元、1万元である。

参考資料：《甘肅省專利奨励試行弁法》

2. 21 陝西省の專利補助

- (1) 国内專利出願の補助

- 1) 1 件の発明専利出願費用の補助は 1000 元を超えず、実用新案、意匠は 500 元を超えない。
- 2) 発明専利の実体審査費用の補助は 2500 元を超えず、審査加速の補助は 1400 元を超えない。
- 3) 専利出願代理費用の補助は、発明の場合、2000 元/件を超えず、実用新案の場合、1500 元/件を超えず、意匠の場合、1000 元/件を超えない。

(2) 海外専利出願の補助

PCT を通じて海外専利を出願する場合、一部分の専利出願費用および代理費用を補助する。すなわち、2～5 万元/件を補助する。

参考資料：《陝西省専利出願専用資金管理弁法（暫行）》

2. 22 青海省の専利補助

専利賞は金賞と銀賞を設けている。金賞は 2 件まで、銀賞は 8 件を超えない件数に与えられる。金賞の奨励基準は 10 万元/件で、銀賞の奨励基準は 5 万元/件である。

参考資料：《青海省専利賞評審弁法》

2. 23 新疆ウイグル自治区の専利補助

国内発明専利に対して 2 回に分けて補助し、実体審査費用を納付した後に 2000 元を補助し、登録になった後に 2000 元を補助し、合計 4000 元/件を補助する。実用新案に対して 1500 元/件を補助し、意匠に対して 500 元/件を補助する。

参考資料：《新疆ウイグル自治区専利出願補助専用資金管理弁法》

3. ハイテク企業に対する優遇措置

3.1 ハイテク企業の定義

《ハイテク企業認定管理弁法》第 2 条の規定により、「国が重点的に支援するハイテク分野」において、継続的に研究開発と技術成果の実用化を行い、企業の核心

となる自主的な知的財産権を形成し、さらにそれを基礎として経営活動を行う、中国国内（香港、マカオ、台湾地区を含まない）で登記を行っている居民企業（国の法令に従って国内に設立された企業、または実質的な管理機構、本社機構が国内にある企業を指す）をいう。

3.2 ハイテク企業の認定

《ハイテク企業認定管理弁法》第3章、《ハイテク企業認定管理業務ガイドライン》第3部分に明記されている。

3.3 具体的な優遇措置

(1) 税率優遇

- 1) 国家が重点的に支援するハイテク企業に対して、15%の税率で企業所得税を徴収する。
- 2) 2008年1月1日（当日を含む）以降、経済特区および上海浦東新区に設立されたハイテク企業に対して、それが経済特区および上海浦東新区で取得した所得について、生産経営収入を最初に取得した納税年度から、25%の法定税率に照らして2年目まで免税し、次の3年間は半分の税率で税金を徴収するという税金優遇を享受することができる。
- 3) 企業が、ハイテク企業と認定されていると同時に、ソフトウェア生産企業と集積回路生産企業への定期的な企業所得税の半分減額という優遇条件を満たす場合、15%の税率を適用するか、または25%の法定税率に照らして半分で徴税するかを選択できるが、15%の税率の半分で徴税を受けることはできない。

参考資料：1) 《企業所得税法》第28条

2) 国発〔2007〕40号

3) 国税函〔2010〕157号

(2) 技術譲渡による所得への優遇

居民企業の技術譲渡による所得（5年以上の非独占許諾使用权）が500万円を超えていない部分に対して企業所得税を免税し、500万円を超えた部分に対して半分の税率で企業所得税を徴税する。

参考資料：《企業所得税法実施条例》第90条
財税〔2015〕116号

(3) 控除類費用への優遇

- 1) 研究開発費用の加算控除（企業が研究開発活動を展開する過程に実際に発生した研究開発費用について、無形資産を形成せずに当期の損益に含まれていない場合、規定によって実際に発生した費用を控除することを基礎として、本年度の実際発生額の50%を本年度の納税が必要な所得額から控除し、無形資産を形成する場合、無形資産コストの150%を納税前に償却する。）
- 2) 職員教育経費の控除（ハイテク企業の職員教育経費支出について、給料総額の8%を超えていない部分を、企業所得税の納税が必要な所得額を計算する際に控除することができ、超えた部分に対して今後の納税年度に移して控除することができる。）
- 3) 機器設備の加速減価償却（生物薬品製造業などの10の業界の小型微利（低収益）企業が購入した研究開発と生産経営の共用の器機、設備およびすべての業界で購入された研究開発専用の器機、設備について、単位価値が100万円を超えていない場合、一次的に当期のコスト費用に含まれ、納税に必要な所得額を計算する際に控除することができ、年度に分けて減価償却を計算せず、単位価値が100万円を超えた場合、減価償却の年限を短縮することができる。）

参考資料：財税〔2015〕119号

財税〔2015〕63号

財税〔2015〕106号

財税〔2014〕75号

国家税務総局公告 2015年第97号

(4) 海外所得の計算

国内、海外全ての生産経営活動に関する研究開発費用の総額、総収入、販売収入総額、ハイテク技術製品（サービス）収入などの指標で申請しかつ認定されたハイテク企業は、海外からの所得はハイテク企業所得税優遇政策を享受できる。すなわち、海外からの所得は15%の優遇税率で企業所得税を納付することができ、海外免税限定額を計算する際、15%の優遇税率で国内外の納税が必要な総額を計算できる。

参考資料：財税〔2011〕47号

(5) 中小ハイテク企業に関する特別な優遇

- 1) 有限パートナー制創業投資企業法人のパートナーは、未上場の中小ハイテク企業に対する投資額の70%を、当該有限パートナー制創業投資企業が取得した、納税が必要な所得額から控除することができる。当該所得額が当年度の控除額に足りない場合、以降の納税年度に移して控除することができる。
- 2) 創業投資企業が株式投資の方式で未上場の中小ハイテク企業に投資する期間が2年以上である場合、その投資額の70%を株式保有が2年になる当該年度に当該創業投資企業の納税が必要な所得額を控除でき、当年度の控除に足りない場合、以降の納税年度に移して控除することができる。

参考資料：財税〔2015〕116号

国税発〔2009〕87号

《企業所得税法》第31条

《企業所得税法实施条例》第97条

専利費用徴収の軽減政策、各省、直轄市による専利補助政策は、外国企業、外資企業や中外合資企業を対象としないことにご注意が必要である。

ハイテク企業に関する優遇措置は、中国における外資企業や中外合資企業も適用対象である。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)